

会報

(発行所) 一般社団法人 柏法人会
〒277-0023 柏市中央1-1-1
TEL 04-7163-3393
FAX 04-7166-6629
(発行人) 会長 小田山 博 史
(編集) 広報 委員 会
(編集責任者) 広報委員長 横尾 好 永
(印刷所) 広報委員 (株)秋元印刷

■URL <http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/kasiwa> ■E-mail kasiwa-h@basil.ocn.ne.jp

柏税務署人事異動報告



柏神社本殿



鳥居 (旧水戸街道から)

平成30年度 会員増強運動始まる

会員数/千葉県36,895社 柏法人会 4,183社 (平成30年9月末日)

■表紙解説

柏神社(柏市)

古くから天皇様とよばれて街の人々に親しまれてきた柏神社は、山形県の羽黒神社と京都の八坂神社の両神が鎮座する合祀社です。江戸時代に柏近辺で流行した疫病から人々を救うために、厄除けとして名高いスサノオウミコトを境内に祀ったのが始まりと言われています。初詣や節分の日などは人々が多数訪れ賑わっています。

柏神社の御本殿に祀られる神々は五柱となり、直接の後利益も多岐にわたります。

羽黒神社 御祭神

大山祇の命(オオヤマズミノミコト) 安産、健育保護。
稲倉魂の命(ウカノミタマノミコト) 商売繁盛 家内安全、大願成就。
月読の命(ツクヨミノミコト) 商売繁盛。

八坂神社 御祭神

素戔鳴の命(スサノオウノミコト) 厄除け、交通安全。
稲田姫の命(イナダヒメノミコト) 縁結び、学業。
それぞれの神々の名を心に想い、ご祈禱を受け、皆様の願いがかないますように

所在地 柏市柏3-1-2
☎04(7163)4259

- 法人税確定申告書「別表1」に貼付する法人会の会員シールは裏表紙に印刷されています。
- e-Taxご利用の場合は「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に(一社)柏法人会と入力して下さい。

よつば総合法律事務所の 法律広場



Q 問 先日、民法の債権法分野で大きな改正があると聞いていましたが、今度は相続分野でも大きな改正があると聞きました。私もそろそろ相続のことを考えないといけないと思っていたところですが、どのような点が変わったのでしょうか？

A 答 今回は民法の相続分野における約40年ぶりの大幅な改正であり改正点は多岐にわたりますが、その中でも特に注目されているのが配偶者居住権をはじめとする配偶者の保護規定の新設です。今回はその配偶者居住権を中心に説明させていただきます。(なお、配偶者居住権などの民法改正は実際に新しい法律が適用となる年月日があります。現在の法律、新しい法律のどちらが適用されるのかについては別途確認が必要となりますのでご注意ください。)

1改正の趣旨

平成25年9月4日に最高裁判決で非嫡出子(法律上の婚姻関係がない男女間での子供)の法定相続分が嫡出子の2分の1とされていた民法の規定が違憲とされました。

その判例も一つのきっかけとなり、法律婚を保護すべきであるという機運や、高齢化社会の進展で残された配偶者が長生きすることも多くなることから配偶者の居住・生活保護の必要性が強く議論されるようになりました。

そして、今回、配偶者居住権として、生前被相続人の所有する建物に居住していた配偶者が死後も無償で居住することができる権利が創設されるに至りました。

2現行制度

平成8年12月17日の最高裁判決で、残された配偶者が居住していた家について、相続開始時を始期とし遺産分割時を終期とする使用貸借契約が成立していたと推認して、配偶者の無償居住が認められました。しかし、それは遺産分割成立時までであり、また、被相続人が反対の意思表示をしていた場合は、認められない可能性があるなど配偶者の居住権は不安定な状況でした。

そして、遺産分割の結果、配偶者が家の所有権を失うと、残念ながら子の家族との関係が悪化するなどして家に居づらくなり、結果的に家を出ざるをえないといったケースも散見されていました。

3配偶者居住権が創設

まず、短期の配偶者居住権として、被相続人の意思にかかわらず配偶者は、居住建物の帰属が確定する日までは(最低6カ月は保障)無償で居住していた建物に居住できることとされました。

また、配偶者居住権(長期)という所有権とは別の権利(終身又は一定期間)も創設されました。例えば、相続人が配偶者と子供である場合、配偶者の法定相続割合は2分の1です。そして、配偶者が居住する家の所有権を取得してしまうと、預金はほとんど取得できないといったケースも出ていました。今回の改正では、配偶者が、所有権ではなく、所有権よりも低く評価される配偶者居住権を取得する場合は、より多くの預金を相続することができ、配偶者の生活費等の確保が可能となります。そして、この配偶者居住権は遺産分割における選択肢の一つとしてだけでなく、遺言等によって配偶者に取得させることも可能です。

4 その他注意点

ただ、配偶者居住権は新しい権利のため、例えば、配偶者居住権の価値をどのように評価するのかといった点については、簡易な評価方法等が示されてはいるものの、今後の取り扱いを注視していく必要があります。

また、配偶者居住権は、居住する家が被相続人と第三者との共有不動産である場合には成立しませんので、生前に要件を満たしているかどうかといった点も確認しておく必要があります。



弁護士法人よつば総合法律事務所
弁護士 小林義和

4 まとめ

配偶者居住権以外にも、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の贈与がなされた場合、原則として特別受益として取り扱わないとされるなど、今回の改正で、配偶者の居住及び生活保障の面が強化されました。

また、預貯金の仮払制度や自筆証書遺言保管制度の創設、相続人以外の親族が介護した場合でも特別の寄与として金銭請求できる規定が新設されるなど多岐にわたる分野で改正がなされています。

相続問題は誰もが身近に関係する問題ですので機会があれば別の機会で紹介させて頂きたいと思っています。

(弁護士法人よつば総合法律事務所 弁護士 小林義和)

弁護士法人よつば総合法律事務所(弁護士11名,スタッフ9名)では、柏法人会の会員の皆様を対象とした無料相談を行っております。ご相談の際は柏法人会又は当事務所まで直接ご連絡下さい。(当事務所に直接のご連絡の際は、柏法人会会員である旨をお伝え下さい。)

弁護士法人よつば総合法律事務所

柏市柏1-5-10 水戸屋壺番館ビル4階

TEL 04 - 7168 - 2300 (電話受付時間平日9時から18時)

事務所HP <http://www.yotsubasougou.jp/>

代表社員弁護士 大澤一郎